

杉並区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年10月28日

杉並区長

杉本 聡子

杉並区規則第113号

杉並区公印規則の一部を改正する規則

杉並区公印規則（昭和37年杉並区規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4 専用杉並区長印の部23の項の次に次のように加える。

23の2	同	同	児童養護施設等への入所措置に係る徴収金の額の決定に関する事務その他の子ども家庭部児童相談運営課事務専用	子ども家庭部 児童相談運営課長
------	---	---	---	--------------------

別表第1の6 専用杉並区長職務代理者印の部55の項の次に次のように加える。

55の2	同	同	（公印番号23の2に同じ。）	子ども家庭部 児童相談運営課長
------	---	---	----------------	--------------------

別表第1の14 杉並区事業所印の部104の項を次のように改める。

104	同	同	児童相談所の一般文書用	児童相談所児童相談運営課長
-----	---	---	-------------	---------------

別表第1の15 杉並区事業所長印の部130の項の次に次のように加える。

130の2	同	同	（公印番号104に同じ。）	児童相談所児童相談運営課長
-------	---	---	---------------	---------------

別表第2中

「 2 3			「 2 3			2 3 の 2			に、
専 用 第 ○ 号	長 杉 之 並 印 区	子 ど も 家 庭 支 援 課	を	専 用 第 ○ 号	長 杉 之 並 印 区	子 ど も 家 庭 支 援 課	専 用	長 杉 之 並 印 区	児 童 運 営 相 談 課

「 1 0 4			「 1 0 4			に、
削 除			を	所 之 印	児 童 相 談	杉 並 区

「 1 3 0			を
○ ○ 所 長 之 印	子 ど も ・ 子 育 て プ ラ ザ	杉 並 区 立	

「 1 3 0			1 3 0 の 2			に改める。
○ ○ 所 長 之 印	子 ど も ・ 子 育 て プ ラ ザ	杉 並 区 立	所 長 之 印	児 童 相 談	杉 並 区	

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。